

消費者啓発出前講座への講師派遣について

山口県消費生活センターでは、消費者トラブルを未然に防止するために、学校や地域における研修や勉強会に講師を無料で派遣しております。皆様の消費生活知識の習得のため、是非御活用ください。

講座内容

- ・契約の基礎知識
- ・消費生活相談の事例紹介（インターネットトラブル、悪質商法など）
- ・クーリング・オフ制度など



派遣日・講座時間

- ・原則、平日（月～金）です。（土日祝日に実施を希望される場合は、事前に山口県消費生活センターに御相談ください。）
- ・講座は1～2時間程度です。



派遣講師

- ・消費生活センター職員
- ・消費生活相談員



派遣費用

- ・講師派遣にかかる費用は無料です。
- ・会場の用意及び受講者の募集は申込者が行ってください。



申し込み方法

- ・別添「講師派遣申請書」により、講座の実施希望日の1カ月前までに山口県消費生活センターに郵送、FAX 又はメールでお申込みください。
- ・申込日に派遣できない場合もありますので、申請はお早めをお願いします。



山口県消費生活センター （お問い合わせ/申込先）

- ・住所 〒753-8501
山口県山口市滝町1番1号
- ・電話 083-924-2421
- ・FAX 083-923-3407
- ・メール manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

身近な消費者トラブルについて学んでみませんか。
お気軽にお問い合わせください。

